

平成22年度第12回 税制調査会後の記者会見録

日 時：平成22年11月19日（金）20時04分～

場 所：合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室

○記者

環境関連税制ですが、総務省案の中で、少し否定的な意見が相次いだかなというのが正直な感想です。特に軽自動車税の負担の引上げであるとか、あるいは議論の時期についてまで話が及んだのですが、事務局としてのお立場で、副大臣と尾立政務官、それぞれお話をどのように受け止められたのか、御意見を伺いたいと思います。

○鈴木総務副大臣

いろいろ御議論があったことは十分承知しておりますし、ある意味、これだけ活発な議論をさせていただいたということは、非常に良かったのではないのかと思っています。

私としては、確かに唐突であるというような受け止め方も一部あったようですが、それはそれとして、議論でもありましたけれども、仮に24年度からということになれば、やはり今のうちから出していく、そして議論をいただくべきではないかと思っていますので、現在のところでは、やはりこういう状況になっていくだろうということは、想定とは言いませんが、考えられたことだと、私はそのように思っております。

○逢坂総務大臣政務官

まず、一つ、一般論として言えることは、新しい税の話をするれば、大体皆さんからそれはないよと言われるのが筋だと思いますので、当然いろんな御議論、あるいは反論があるのだらうと思っています。

ただ、今年の税調でもこの話をして、研究会を設置し、かつまた研究会の報告書が出てきて、それを踏まえて、また、御意見も様々寄せられた上での今日の日でございますので、確かに新しい税について唐突感はあるかもしれませんが、必ずしも全く闇の中から出てきたものではないということは、皆さんも御理解いただけるかなと思います。

その上で、やはり、今の時点での一番の関心は軽自動車の部分かなと思っています。もちろん、政府内部では、国と地方の取り分の問題などいろいろあるのですが、軽自動車のところが一番分かりやすく、また関心の高いところでもありますので、ここをどうしていくかということが非常に大きいポイントになるかなと思っています。

○尾立財務大臣政務官

まず、車体課税の抜本的見直しということについては、今年の税制改正大綱の中でも簡素化、グリーン化、負担の軽減等ということで合意されていると思うのですが、それと併せて、その際にはエネルギー課税についても大胆な見直しを行っていくのが

筋ではないかと思い、このような御提言をさせていただきました。そういう意味で、若干、大胆というか、抜本的なという意味で、少し齟齬があるのかなと見ております。

○記者

今後、環境自動車税の議論というのはどういう形で進めていくということになるのでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

今後、基本的には、去年の税制改正大綱では、24年度税制改正の中で、車体課税の抜本見直し等々ということがうたっていますので、今後、継続して議論していくべきものだと思っております。ですから、23年度税制改正大綱でどう盛り込むか、また、入るのかということについては、話し合いをしていかなければいけないと思っております。時間的な問題もありますので。

○記者

それは、こういう平場でやるのでしょうか、それとも双方でやって。

○尾立財務大臣政務官

いみじくも片山大臣から、24年度から改正するのであれば、今から議論を進めていかなければいけないので御提示したということでしたので、それは、当然いろんな場、また、様々な場面でお話はさせていただこうと思っております。

○記者

総務省の方にお伺いしたいのですが、先ほど片山大臣から、国税に穴が開く分は調整するというお話だったのですが、調整した上でも地方としてはネットで増収になるようにしたいのか、そこはどういうお考えなのでしょうか。

○逢坂総務大臣政務官

まず基本的には、例えば国税から地方税へ振り替えるとなると、それは何か代替えを考えていくというのは当然の話だと思います。ただ、現在の状況の中で、地方税だけが増収になって、国税だけが下がりっぱなしになるような話は、税全体の中で適切かどうかは、これからしっかり議論しなければいけないと思っております。

と申しますのも、全体として税収が足りないわけですから、どちらかだけ増えて、そのままでいいよというのはフェアな議論ではないのではないかと思っています。

○記者

片山大臣の研究会のことについてお伺いしたいのですが、これはいつごろから、どういうメンバーで、どのように議論をして、いつごろ結論というか取りまとめのようなものをやるか、といったロジ的な部分を教えてください。

○鈴木総務副大臣

また補足をしてもらおうと思っておりますが、先ほど平岡副大臣と片山大臣の間で議論が始まっているということで、あれも一つのワンシーンでございまして、やはり省内でもまだまだきちっと議論をしていかなければならない部分もあると思っております。

恐らく大臣がいろいろと御判断をされると思いますけれども、研究会がどういう形になっていくのか、どういう構成になるのか、この辺りは少し大臣のお考えを聞いていかなければいけないと思っております。

○逢坂総務大臣政務官

今の時点で、まだ研究会の構成をどうするかとか、日程感はどうするかについて、詳細まで議論しておりませんので、今後ということになると思います。ただ、なるべく早くやりたいという思いもありますので、早急にその内容は詰めてまいりたいと思います。

○記者

例えば地方の首長とか、民間の方とか、霞が関、永田町以外の方をもう少し入れるというイメージで良いでしょうか。

○逢坂総務大臣政務官

そこはまだ決まっておりますけれども、多分多様な視点で議論していくことになると思います。

○記者

片山大臣もおっしゃっておられましたが、地方に権限をとというのは非常によく分かるのですが、その際に人材とかノウハウとか、先ほどおっしゃっていた意識というものが、なかなか地方に付いてこないのではないかという気もします。その辺りは24年度改正を目指す中で、どのように調整するのでしょうか。

○逢坂総務大臣政務官

それは、この税制に限らず地域主権議論全体の中でいつも言われることでありまして、受け皿が整わないと権限や財源は渡せませんという話になるわけで、それはやはり徐々に、鶏が先か卵が先かという議論に必ずなってしまうのですが、徐々に進んでいくものです。要するに権限を少しずつ渡しながら育ていく、育ちながらまた権限が広がっていくというプロセスの積み重ねになっていくのかなと思っております。

○記者

消費税の賦課徴収のところで、片山大臣はかなり上品にお手伝いしたいとおっしゃっておられたのですが、恐らく国の方からうがった見方をすると、将来消費税率を引き上げる際に、1%プラス交付税分よりももっと多く地方がもらいたいためにそういうことをするのではないかという見方もできなくはないと思うのですが、その辺りは大臣がおっしゃったことをそのまま受け取ってよろしいのでしょうか。

○逢坂総務大臣政務官

税の議論というのは多分、申告を少しお手伝いしたから取り分が増えるとか、減るとかというような性質のものだとも思えませんので、正に大臣がおっしゃったことがそのまま本質だと思います。

○記者

尾立政務官に伺いたいのですが、今日の大臣の御提案というのは、24年度改正の中でそれぞれ実現させた方が良くと思っていらっしゃるのかを教えてください。

○尾立財務大臣政務官

どちらの御提案ですか。

○記者

研究会で五つぐらい出ていたと思います。

○尾立財務大臣政務官

地域主権の方ですね。五十嵐座長からもございましたように、特に今御指摘の消費税の徴収などは、例えば納税者が国と地方に2種類の申告書を出すのかという話もありますので、慎重に検討していかなければいけないと思っておりますが、できるだけ歩調を合わせて、この税調の中で早期に実現できるように頑張っていきたいと思えます。

○記者

少し細かい点をお尋ねしたいのですが、法定任意軽減措置制度のところで、議論にもなっていました地方交付税の基準財政収入額を算定する際に、その標準というものは法定された任意軽減措置を標準として計算するという理解で良いのでしょうか。

○逢坂総務大臣政務官

そこはまだこれからの議論であると思えます。と申しますのも、現在の地財計画そのものの在り方も実態に合っているかどうかという議論もありますから、そこはこれからであると思えます。

○記者

少し確認させていただきたいのですが、今日財務省から提案された車体課税とエネルギー課税の国と地方のそれぞれの役割明確化のことですが、これは、これから環境自動車税の導入が前提になっていると思うのですけれども、この環境自動車税の議論をするときには、セットで財務省の提案を検討していくという理解でよろしいのでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

先ほども申し上げましたように、平成24年度改正で議論すべき項目ということで車体課税の抜本の見直しというものがあります。当然、車体課税とともに、先ほども申し上げましたように、エネルギー課税の在り方も抜本的に見直す方が我々は良いと思っておりますので、総務省さんのお考えとどう擦り合わせるのかということは、正にこれから議論していかなければいけないと思えますが、今日は、ただ総務省さんが一足早く御提示されたので、我々としての考え方もこの際、きちっとお示ししたいという思いで御提示した次第です。

[閉会]